

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

諫早市長 大久保 潔重

市町村名 (市町村コード)	諫早市 (42204)
地域名 (地域内農業集落名)	森山地域 (森山東、森山西、諫早干拓)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月22日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・県下有数の穀倉地帯であり、起伏の多い丘陵地帯と丘陵山際の旧海岸線から、数次にわたって干拓造成された水田地帯が広がっており、米、麦、大豆を主軸として作付がされている。また、丘陵地帯では、露地野菜やハウス栽培等の農業が営まれている。

・他の地区よりその率は低いものの、高齢化が進んでいることが伺われる。

・今後は、後継者未定の農地について、中心経営体が引き受ければ、ほぼ担い手はいることとなるが、そのマッチングが課題である。

・農地の排水不良により水田の汎用化が進んでいない集落がある一方で、水源不足により灌漑整備が必要な集落が見受けられる。

・圃場整備が行われていない集落では、荒廃農地が増加している。

・入り作の増加により、地域のコミュニティの崩壊も危惧される。

・農地の集約集積が進む集落がある一方で、集積後の維持管理にかかる労力不足が問題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

米、麦を主軸とし大豆、そば、ニラ、ブロッコリーの栽培に加え、近年丘陵部の広範囲で増加傾向にあるミニトマト等のハウス栽培にも力を入れていく。今後については、土地の基盤整備やスマート農業等の導入により生産性の向上を図ることで経営を安定化させ、担い手を確保していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	778 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	778 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

多面的機能支払交付金対象組織の区域を中心に農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・森山東集落は、水田等の畝町直し等の小規模な基盤整備等を行うことによって作業効率を上げるとともに、多面的機能支払交付金組織や土地改良区等を通じて、中間管理制度の周知を図り、中心経営体への農地の集約化を進めて行く。 ・森山西集落は、暗渠排水等の農地耕作条件改善事業が行われており、事業にあわせて、対象者に中間管理制度の周知を図り、中心経営体への農地の集約化を進めて行く。 ・諫早干拓集落は、集落営農組織や認定農業者等の中心経営体により、農地の集約化が進んでいるところであるが、さらに低コスト化の取組として、大型農業機械の共同利用やヘリ防除などによる農作業の受委託等を継続して推進していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
森山地区を重点実施地区とし、農地耕作条件改善事業等の進捗にあわせて、対象者に対して中間管理制度の周知を図り、集落と連携しながら、対象地区内の受け手(担い手)とのマッチングを行い、集積を進めて行く。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地基盤整備促進事業や農地耕作条件改善事業を実施し、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
中間管理事業の配分解約等があった場合は、市・農地利用最適化推進委員及び土地改良区と連携をしながら、地域の内外から広く経営体を求め、地域内での定着と育成を図っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
農業支援サービスについては、地域のニーズを踏まえながら検討を行っていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
③経営効率の向上のため、積極的にスマート農業に取り組む。
⑩災害対策への取組方針として、地盤標高が低いために洪水時には湛水被害に見舞われている。この湛水被害を軽減するため、諫早湾干拓事業が実施されてきたことに加え、排水不良となる湿田に対し、排水対策特別事業(排水路、排水ポンプ、排水樋門の整備)が実施されている。今後も、引き続き風水害の被害防止に努める。